第四十九条の見出し中「職業能力開発指導官」を「就労支援訓練企画官並びに職業能力開発指導官」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「職業能力開発指導官」を「就労支援訓練企画官一人並びに職業能力開発指導官」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　就労支援訓練企画官は、命を受けて、職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七十四条の見出し中「政策企画官」の下に「、社会保障財政企画官」を加え、同条第一項中「五人」の下に「、社会保障財政企画官一人」を加え、同条第二項中「もの（」の下に「社会保障財政企画官及び」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　社会保障財政企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で財政をはじめとする特定事項に係るものを助ける。

第六百二十五条中「管理部」の下に「、企画・情報部」を加える。

第六百二十六条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第六百二十七条中「四課」を「三課」に改め、「会計課　企画課」を「会計課」に改める。

第六百三十条を次のように改める。

第六百三十条　削除

第六百三十一条の次に次の六条を加える。

（企画・情報部の所掌事務）

第六百三十一条の二　企画・情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、提供等に関すること。

（企画・情報部に置く課等）

第六百三十一条の三　企画・情報部に、次の二課、高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センターを置く。

企画課

情報システム課

（企画課の所掌事務）

第六百三十一条の四　企画課は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（自立支援局の所掌に属するものを除く。）。

（情報システム課の所掌事務）

第六百三十一条の五　情報システム課は、障害者のリハビリテーションに関する情報の収集及び提供に関する事務をつかさどる（高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センターの所掌に属するものを除く。）。

（高次脳機能障害情報・支援センターの所掌事務）

第六百三十一条の六　高次脳機能障害情報・支援センターは、障害者のリハビリテーションに関し、高次脳機能障害に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うことをつかさどる。

（発達障害情報・支援センターの所掌事務）

第六百三十一条の七　発達障害情報・支援センターは、障害者のリハビリテーションに関し、発達障害に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うことをつかさどる。

第六百六十六条の見出し中「及び次長」を削り、同条第一項中「及び次長一人」を削り、同条第三項を削る。

第六百七十五条中「四部」を「五部」に、「健康増進センター」を「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」に、「第二診療部」を「第二診療部　第三診療部」に改める。

第六百七十七条の次に次の一条を加える。

（第三診療部の所掌事務）

第六百七十七条の二　第三診療部は、病院の所掌事務のうち、主として児童の精神機能系疾患及び発達障害に係る診療に関することをつかさどる。

第六百八十二条（見出しを含む。）中「健康増進センター」を「障害者健康増進・スポーツ科学支援センター」に、「及び生活習慣病の予防」を「、生活習慣病の予防並びに体力の保持及び増進」に改める。

第六百八十五条中「、高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センター並びに」を「及び」に改める。

第六百九十二条の二を削る。

第六百九十三条を次のように改める。

六百九十三条　削除

「国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報・支援センター」

第八百一条中

「国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部情報システム課
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部」

を

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三二、一〇一人」を「三一、七四一人」に改め、同表合計の項中「三二、二一三人」を「三一、八五三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

○農林水産省令第三十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　農林水産大臣　林　芳正